

## 江戸幕府巡見体制の一考察

大 舘 右 喜

### はじめに

江戸幕府は諸大名・旗本諸士に対する監察体制を確立し個別領主権を掣肘した。また幕府蔵入地を管掌させた代官も、同様にきびしい監視下においたのである。それらは様々な面から試みられていたが、領地・知行地・支配地を具さに視察し、各々の政要の実情を把握するために執られたもので、その方策は国目付と巡見使の派遣に代表される<sup>(1)</sup>。両者の監察内容は類似しているが、派遣の対象を異にし、前者は時宜により特定大名⇨私領に對して派遣され、後者は蔵入地・私領ともに派遣された。また後者の巡見は、將軍交替りに実施される諸国巡見使と、主に幕府蔵入地に派遣される国々御料所巡見とに分けられるのである。このたびこれら幕府巡見体制の展開を追究した旧稿<sup>(2)</sup>を反芻し、さらに『徳川禁令考』の誤謬を訂正のうえ拙論をまとめることにしたい。

## 一 諸国巡見使制の成立

幕府が個別領主のもとに監察使を派遣した古例は慶長八年（一六〇三）の近江国巡見、同十四年（一六〇九）越後国制法の検断、同年若狭小浜藩への派遣をあげることができる。その後元和元年（一六一五）会津藩へ巡見使を送り、藩政の得失・民衆の利害を監察し、以後「三年に一度各国へ監使をつかはさる」（『徳川実紀』）という企画を報じたが中断した。しかし元和元年の発遣は、国目付の原型となったのである<sup>3)</sup>。

巡見使の制度的発端は、寛永十年（一六三三）一月六日「諸国巡見使覚」<sup>4)</sup>が出されているので、古例といえる。このとき巡見使は①五畿内・四国・紀伊・伊勢、②東海道従美濃国・安房・上総・下総、③陸奥従常陸国・出羽、④北陸道佐渡共、⑤中国隠岐共、⑥九州二嶋共、の六地方に、主として大名を正使、使番・書院番を相使とする三名編成で派遣されたのである。

幕府は巡見使制の確立以前より、諸藩の内政を監察し干渉も続けた。また同時に幕府蔵入地支配の整備上、代官監視も不可欠であった。後者は寛永九年（一六三二）七月、関東・上方国々御料所巡見と銘打ち開始されている。これら御料所巡見は寛文初年まで七回ほど実施した模様である。特に寛文四年（一六六四）八月、幕府は関東の国廻りを実施するにあたり、蔵入地諸村に六か条の触書を発して、巡見の円滑化をはかった。この六か条触書を改編整備し、寛文七年（一六六四）閏二月十八日に諸国巡見使条令の発布へと展開したのである<sup>5)</sup>。この条令は、老中より岡野孫九郎・井戸新右衛門・青山善兵衛に宛てたもので、国主・領主・御代官が、各々巡見使を迎えるにあたり留意すべき条項として次の点をあげている。

覚

- 一 今度諸国巡見雖被 仰付、国之絵図・城絵図無用事
  - 一 人馬・家数改無之事
  - 一 御朱印之外人馬、御定之通、駄賃錢取之、人馬無滞可出之事
  - 一 何方より見分仕候共、使者・飛脚・音信一切可為無用、但案内之者入候所は、其断可有之事
  - 一 掃除等可為無用、但有来道橋、往行不自由之所は、各別之事
  - 一 泊々之宿所作事等可為無用、并茶屋新規作之申ましき事
  - 一 国廻之面々泊々にて、つき米・大豆其所之相場を以可売之、其外売物常々其所之直段に売可申事
- 右条々、国主・領主・御代官え先達て可被相触者也

寛文七年閏二月十八日

覚

- 一 宿々疊之表替無用、古候共不苦事
- 一 湯殿・雪隠若無之所は、成程かろく可被致之事
- 一 たらい・柄杓・鍋釜古候ても不苦候、若無之所は、かろく可被致支度事
- 一 宿に可成家、一村に三軒無之所は、寺にても、又は村隔り候ても不苦事
- 一 其所に無之売物、脇より遣置之、うらせ申ましき事 以上

右の文面は以後天保九年（一八三八）の將軍代替りの諸国巡見まで踏襲されたのである。

さて寛文七年令によれば、諸国巡見と浦々巡見に編成を区別し、監察項目と任務を規定した。それは「諸国巡見被仰付御書付陸方衆江」と「諸国巡見就被仰付御書付海辺巡見衆江」とに分けられている<sup>6)</sup>。その内容を見ると、諸国巡見は、①御料・私領における政治の善悪、②禁教と治安維持、③運上の有無と物価騰貴の関係、④公儀御仕置と個別領主との異同、⑤買売の有無と金銀米銭相場、⑥高札場の有無、⑦巡見にあたり公事訴訟目安の受入れの禁、などである。浦々巡見は、①浦湊・諸町・諸村の政治と困窮人調査、②陸方巡見と同文、③船役・運上役の有無、④陸方巡見と同文、⑤買売の有無、⑥・⑦陸方巡見と同文、⑧船数と水主数調査、⑨江戸・大坂への船賃、⑩遠州御前崎と豆州小浦の山上に灯台を建立の可否、⑪浦々湊の風俗取締りなどをあげている。

寛文七年（一六六七）の諸国巡見は関東を除き国内を六組に分け、各々正使は使番、相使は小姓組・書院番が付き三名一組の構成で、従者は正使が一千石以上三十名、千五百石以上三十五名、二千石以上四十名、二千五百石以上四十五名の編成であった。右のごとく同七年の諸国巡見は陸方と海辺との二系統で実施され、重複する地域の内容も知られている。

諸国巡見や関東・上方巡見は寛永く寛文期を経て整備され、天和元年（一六八一）にはほぼ確定される。天和元年の派遣は全国を八区分し、寛文七年と同様に使番・小姓組・書院番の編成で実施され、その後、宝永七年（一七一〇）・享保元年（一七一六）・延享三年（一七四六）・宝暦十年（一七六〇）・天明八年（一七八八）・天保九年（一八三八）と、將軍代替りに定例化し、「諸国巡見使」とよばれたのである（『徳川実紀・続徳川実紀』）。

## 二 御料所巡見使制の成立

寛文七年の諸国巡見使の制度的確立は全国への使者派遣の達成により果された。しかしこの年、関八州へは諸浦諸湊を除き巡見使が派遣されなかった<sup>(7)</sup>。そこで幕府は同十年(一六七〇)、関八州巡見を企てたが水害多発のため中止し、翌十一年監察を実現した<sup>(8)</sup>。同年正月十二日、「関八州巡見二付御条目」を發布し、巡見を發遣したが、この条目の内容は、代官の職務を監督し蔵入地の貢租を確保するため、農民支配の充実をはかろうとするものであった。寛文十一年(一六七二)関八州巡見は、同七く九年(一六六七く一六六九)に完遂した蔵入地総検地の成果を、代官の実務により把握すること共に、同九年の勘定頭妻木頼熊らによる、武蔵野・上州笠懸(野・下総樺海の未墾地巡見)<sup>(9)</sup>の成果を引き継ぐためであった。

また関八州蔵入地には巡見とは別に国廻目付が派遣されていた。これは御側に付属した職掌で寛永期以降、関東各地の入会論所・水利訴論・国郡村境の検断をはじめ、代官・手代の監察にもあたっていた(寛文四・五・七・八・九・十一年)。しかし寛文四年(一六六四)、同十二年(一六七二)の勘定所機構の改編充実化と、寛文総検地の終了、さらに代官の地方陣屋支配が止揚されるとともに、延宝期以降は勘定所が国廻目付の職掌を継承することになった。したがって勘定方から蔵入地巡見が發遣されるのである。

次にその動向を延宝四・五年(一六七六・一六七七)の蔵入地巡見を瞥見し明きらかにしておこう<sup>(10)</sup>。

同四年三月幕府は武蔵・上野二ヶ国御蔵入地の検断を仁科勘右衛門・吉田八右衛門・木部五郎左衛門に命じた。仁科らは諸国巡見と同様に職務心得の遵守を誓い出發する。検断をうける武上二州の代官は伊奈左門・高室

四郎兵衛・熊沢武兵衛・福村長右衛門・岡上治郎兵衛その他であつた。勘定奉行岡部左近勝重・同甲斐庄喜右衛門・同徳山五兵衛重政・同杉浦内蔵允正昭は、仁科らに代官からの請託・収賄を厳禁し、武上二州蔵入地の巡見事項を次のように指示した。

覚

一 御蔵入御代官之仕置善悪可承事

一 村々不残見分仕困窮之村有之候者子細可致吟味、役等掛り物明細に可承届、名主押領無之哉、加役無之候哉、免定之書出小百姓共まてに見せ申候哉、并作仕候間之かせきは何を仕候哉、又かせき不仕徒罷在候所は何をかせき仕能可有之哉考見可申、名主・年寄杯江田畑中より以下之百姓田畑作徳両様見くらふへし、田地<sup>三</sup>両作仕能地面に候哉、次に常々之給物以下まで問合可申、手代等参候節掛り物可承、田畑盛上中下段之地面之位、地之広狭可承届事

一 不応所小免之所は如何様之わけにて小免に候哉可遂吟味、并御代官所近所之村々給所之取ケ書付させ、取見くらへ可申、併書付取候儀隙入候者取ケくらへ見可申村々書付可有持参事

一 制札所々<sup>三</sup>有之候哉、自然無之所候ハ、書付可有持参、村<sup>三</sup>蔵有之候哉見可申、次人別帳可相改并市場浦山かせき候分人数別紙<sup>三</sup>可記之事

付、浦々其外運上有之所之痛<sup>三</sup>罷成候哉、又者運上申付可然所両様考見可申事

一 畑を田仕可然所有之候哉考見可申、新田畑高<sup>三</sup>結不申所有之哉、隠田有之候哉、村々にて可承、高<sup>三</sup>結候新田畑盛り何程に候哉、并見取場高<sup>三</sup>不結差置允候哉、又高<sup>三</sup>結可然所候哉、可遂吟味事

一 山々荒し申所林と仕能所、或新田ニ仕可然所候ハ、書付可有持参事

一 日損水損場堤川除（略）御普請百姓自普請ニ仕可然哉、考可申、御代官所より被差出御絵図ニ、御普請仕様存寄、委細張紙ニ記可有持参事

一 惣百姓自普請仕来候共村高ニ不応普請に候や、又は従 公儀唯今迄被仰付来候雖為御普請、百姓自普請ニ仕可然哉考可申、御代官所ハ被差出候絵図ニ、御普請仕様存寄委細張紙に記し可有持参事

一 御取ケ七・八ケ年以來之分、於当地御代官所ハ先達而書付取、見分場所江致持参、百姓申口とくらへ見可申事

右ケ条之外存寄之儀有之候ハ、致吟味、書付持参可有之候

辰三月

岡 左 近

甲斐喜右衛門

徳 五兵衛

杉 内蔵允

延宝度の蔵入地巡見は、寛文の関東幕領総検地により確立された新本百姓体制をさらに推進し、幕府の財政基盤を一層強化しようとい図したものであった。すでに寛文年間、勘定奉行岡田善政・妻木頼熊らは蔵入地年貢の収取を高位安定に導いていたが、その実績はかれらが勘定奉行に就く以前の、蔵入地管理体験に由来するものであった。すなわち岡田は美濃代官担当に際し、綿密な農政策を遂行しており<sup>(11)</sup>、また妻木は関東はじめ各地の巡察に従事し<sup>(12)</sup>、民間の政要を熟知していた。代官・巡見としての蔵入地把握が、寛文期農政に結実していた

のであった。

延宝度の蔵入地巡見策は寛文の基本的施策を継承し、収取の成果を維持しようと試みたものであろう。延宝期の勘定奉行が武上二州の巡見使に命じた査察事項は、岡田や妻木の施策体験を間接的に受け継ぎ立案したものと考えられる。「覚」からはそれらを明確に読みとることができるのである。

延宝四年(一六七六)の武上二州蔵入地巡見の基本点は「代官の仕置」につきその善悪を監察することにおかれている。

- [1] 村々を残らず見分し、困窮村の原因を子細に吟味し年貢諸役の明細を調査。①名主の押領有無、②不当な加役有無、③年貢割付状を小百姓を含めた公開有無、④農間稼の種類と有無、⑤農間稼の無い村における余業の考案、⑥名主・年寄層と中以下の百姓田畑の生産性の比較、⑦田地裏作の可否、⑧その地、代官手代廻村時の村経費・田畑石盛・田地の広狭などまで、弊村の根源を解明する。
- [2] 田畑不相応の小免理由の調査。①小免の理由吟味、②近傍蔵入地村の年貢割付状との比較、③同上の諸資料の提出などである。
- [3] ①高札場の有無と郷蔵の有無、②人別帳を調査し、さらに市場・浦・山稼の人数を別紙で提出、③浦々運上が地域の疲弊となるか、また浦運上の可否を検討する、などである。
- [4] ①畑地を田地に転作することの可否、②新田畑の検地高入未済地の有無、③隠田の有無、④高入未済地新田畑の石盛、⑤見取場の高入未済とその可否などである。
- [5] ①山野荒地を林に造成の可否、②新田可能地の存在と関連情報・資料の作成。



[6] ④早損水損場・堤川除・井堰・入樋御普請仕様の状況、⑤普請不可能村に対して隣郷寄合普請の可否とその情報把握。

[7] ④惣百姓普請の可否、⑥公儀御普請の可否、③代官所作成絵図に御普請仕様情報を添えて提出すること。

[8] ④各村の七・八か年分年貢関係資料を代官所より受取り、⑤巡見村に持参のうえ、百姓の申し口と対比検討する。

[9] ④その他「存寄之儀」の吟味である。

この武上二州蔵入地巡見は峻厳に実施され、各地で代官の越度が匡されている。たとえば延宝五年（一六七七）十一月五日、武州多摩郡柚木領などを支配していた代官中川八郎左衛門は、管掌する諸村からの「御取箇小免」であるゆえ、当年度より精密な調査を加え増徴せよと前掲の勘定奉行より指弾を受けたのである（13）。

巡見使からの報告は詳細緻密であり、巡見条目〔1〕〜〔9〕の内容とことごとく合致した情報が、勘定奉行所にもたされていた。たとえば〔2〕に該当する事項をみれば、

① 中川八郎左衛門代官所多摩郡三輪・大倉村の延宝三年（一六七五）度の上田は反に四斗四升取。

② 深谷忠兵衛代官所同郡能ヶ谷村の同年度の上田は反に五斗七升取。しかも三輪・大倉は能ヶ谷村と田地入組地同然であり、上田において反一斗三升も年貢取高の差がみとめられるのは、いつに中川の怠慢、不吟味によるものであると指摘するのである。巡見使からの延宝四年の情報を手にした勘定奉行は中川宛に次のような示達をだしたのである。

一 其方御代官所武州柚木領跡々御取ケ之義、巡見衆吟味被仕候処<sup>三</sup>反取不同、又者小免之村々有之旨書面之通書立被申達候様被遂吟味、御取ケ上り候様<sup>三</sup>可被念入候

一 三輪村・大倉村去々卯年(延宝<sup>三三</sup>)取上田壹反四斗四升、隣郷深谷忠兵衛御代官所能ケ谷村上田壹反三五斗七升取<sup>二</sup>而候、右両村之義能ケ谷村之田地入組地面同様<sup>三</sup>候処<sup>三</sup>、三輪村・大倉村反取壹斗三升宛下り候由巡見之面々被申候、御取ケ付之義不吟味候、向後被念入御取ケ上り候様尤候事、(中略)

一 田方兩作之場所者、上中下之内<sup>二</sup>而も反取上り可申候由巡見衆被申達候間、被得其意<sup>ラ</sup>二毛宛取候処<sup>者</sup>免郷夫<sup>二</sup>必可被申付候、但二毛之加ツかう程<sup>三</sup>免相被申付候事、重<sup>而</sup>二毛作不仕之義も可在之候間、一毛作<sup>ハ</sup>八免相心得少高<sup>キ</sup>程<sup>三</sup>收納可被申付候事

一 檢見之義大通計<sup>三</sup>而増之様<sup>三</sup>相聞へ候由巡見衆被申達候、檢見之義<sup>者</sup>別<sup>而</sup>大切之義候間能々吟味候<sup>而</sup>可被遂檢見候、御取ケ付之高下<sup>者</sup>檢見之時分有之事候間可被念入候事

附リ手代小檢見之節村々委細相廻リ、於其所々能々致吟味候様<sup>三</sup>堅可被申付候事

一 檢見之節村々<sup>二</sup>而名主心得<sup>二</sup>而、万食物等集置候由其聞へ有之旨巡見衆被申候間、向後右之通無<sup>之</sup>之様<sup>三</sup>被致吟味堅可被申付候事

附檢見時分人多召連候事不入義候、役人之外一切可為無用候、勿論手代等小檢見又ハ御用有之<sup>而</sup>村々へ參候節も、右之通堅可被申付候、并村々<sup>ニ</sup>て御年貢割其外宗旨改百姓万寄合之節、給物等<sup>ニ</sup>さしつらぬき一切無用<sup>ニ</sup>致候様<sup>三</sup>可被申付、且又田畠拾石<sup>ハ</sup>以下持候百姓之分ハわけゆづり候様可為停止候、若猥<sup>ニ</sup>於有之<sup>者</sup>可為越度候旨堅可被申付候事

一 御代官所中ニ有之御林、猥ケ間敷義も無之躰ニ及見候由、巡見衆被申候様堅相守候様ニ可被申付候事

右之通去年関東向巡見ニ被遣候衆見分之上被申達候間、ケ条之趣被得其意手代等ニ茂堅可被申付候、御取ケ小免ニ有之段不吟味候間、当年より能々僉義有之而御取ケ上リ候様ニ尤ニ候、此上不念之義も於有之者可為越度候条、諸事可被入念候、已上

延宝五年巳十一月五日

杉 内藏 允<sup>㊦</sup>

岡 角左衛門<sup>㊦</sup>

甲斐 喜右衛門<sup>㊦</sup>

徳 五兵衛<sup>㊦</sup>

中川八郎左衛門殿

延宝四・五年(二六七六・七七)の蔵入地巡見は武上二州と同様に大和・河内・摂津三か国蔵入地に対して、竹村九郎右衛門尉・下鴨甚右衛門尉・赤坂孫七郎を発遣する旨、勘定奉行岡部・甲斐庄・徳山・杉内は当該地代官たちへ「五味藤九郎・鈴木三郎九郎・大柴六兵衛・長谷川猪兵衛・豊嶋権之丞・中村左右衛門・小堀源兵衛・藤林長兵衛・木村惣右衛門・今井七兵衛・平野猪兵衛・末良勘兵衛・上林竹庵・右十四人江忝通にして本書被遣」と細かな巡見項目を示達している。また武蔵・相模・伊豆・甲斐四か国へ、松田又兵衛・嶋村惣佐衛門・平岡忠兵衛。安房・上総・下総・常陸・下野五か国へ、山田六右衛門・近山六左衛門・奥津伊左衛門。駿河・遠江・三河・美濃・伊勢五か国へ、桜井藤兵衛・小池源兵衛・間瀬吉太夫。和泉・播磨・備中・直嶋小豆嶋へ、設楽勘左

衛門尉・守屋伊左衛門尉。山城・近江・丹波三か国へ、下嶋市兵衛・金丸又左衛門・遠藤新兵衛を各々派遣し、情報を提出させたのである。さらに幕府は寛文期の関東蔵入地総検地と同様に、五畿内近国において延宝の蔵入地総検地を断行するのであるが、これに関連して巡見使を該地に発遣している<sup>(14)</sup>。

ところで関八州巡見使、いわゆる蔵入地巡見は正徳二年（一七一二）八月「国々御料所村々巡見」と改称され、幕府直轄領全域を対象に拡大された。ここにおいて諸国巡見使が私領中心に監察を担当し、国々御料所巡見使が直轄地領を担当することになった。前者が若年寄支配の使番・小姓組・書院番の三名一組で編成され、後者は老中支配の勘定・支配勘定と若年寄支配の徒目付の混合編成であった。

第六代將軍家宣は宝永六年（一七〇九）十一月、諸国巡見使派遣の命令を出し、翌七年三月一日前例のとおり全国へ巡見使を発遣した。このとき各巡見使は当局に担当国々の状況を報告したが、「御料私領の間其善政、特に著れ聞ゆる所なく、大抵風俗衰へ、政事煩しく、四民一つに困窮におよぶ」という有様であった。幕府はこの現状に鑑み、特に直轄領支配の刷新に着手した。幕閣は評議の結果、正徳二年（一七一二）、同三年に両派遣を試み、改新に着手することになったのである。

正徳二年八月、幕府は③巡見被遣候節御書付、④巡見之者江御勘定奉行申渡候書付、⑤巡見之者江御勘定奉行申渡候書付、という巡見内容の指示を出し、それらは、『徳川禁令考』前集第三卷三三四〜三三六頁に収載されている。

要約すれば③は諸国巡見使派遣にあたり、村々にあてた指示で、寛文七年（一六六四）以降の法令に類似のものであるが、特に御料・私領の相給が少なくない関係から、私領村落での宿泊簡素化、私領からの音物禁止等が含ま

まれている。

⑤は勘定奉行より巡見使三名にあてた職務心得の規定で、給所での目安訴訟と代官所公事を取り上げてはならないとしている。

◎は勘定所より巡見使にあてた監察事項の具体的な指示である。

とここで拙論旧稿は、註(10)でふれたように、この◎を『徳川禁令考』の収載にもとずき、正徳二年(一七一一)の三セット法令とみたのであるが、◎は前述の延宝四年(一六七六)勘定奉行岡部左近勝重・甲斐庄喜右衛門・徳山五兵衛重政・杉浦内蔵允正昭の発給文書と考えられるゆえ、正徳期直轄領巡見の意義は変更されねばならない。『徳川禁令考』・『御触書集成』は発給者・宛所を欠く文書があり該◎文書も、延宝四年・正徳二年が「辰」であったため、正徳期法令と誤認されたのであろう。

さて正徳二年(一七一一)十月、家宣が死去し家継が將軍職を継ぎ「去年中諸国巡察につかはされし御使のともから聞えあげし所をもて、きと糺察を加へらるべしといへども、御代初たるにより、別儀をもて諸老臣會議し、かく定る所なり」(『徳川実紀』)と、正徳三年四月二十三日の十三か条にわたる長大な代官法度、すなわち「条々」、および、諸国御料所諸百姓に対する「条々」により、勘定奉行・代官・手代にいたる牧民の仕様を明示したのである。

これは実紀が述べるように、前年の巡見使の報告にもとずき、農民支配の弛緩を匡したものであった<sup>(15)</sup>。その後、国々御料所巡見使は正徳六年(一七一一)六月二十二日享保に改元)二月に派遣され、同二・三年以来の幕府農政策の成果を監察したのである。

吉宗・家重の將軍代替りにも当然のことながら巡見使發遣は続けられている。諸国巡見は享保元年（一七一六）七月二十八日より九月一日にかけて派遣され、家重にかわると延享二年（一七四五）十月と十二月令により、同三年一月十五日に派遣されたのである。

さきに指摘したように諸国巡見は天和令により整えられ、国々御料所巡見は延宝度の蔵入地監察事項を条目の嚆矢とし、以後直轄領の変動に対応しつつ確立した。諸国巡見と御料所巡見が、ほぼ同時に派遣されるようになったのは、延享二年（一七四五）、家重の將軍就任時の発令からである。

延享二年十月二十八日と十二月三十日に「御代替ニ付国々巡見」として使番戸川五左衛門・小姓組天野伝五郎・書院番諏訪右近らをはじめ各八組を任命し、同様に「御料所巡見」が全国十一組に編成されて各々發遣された<sup>(16)</sup>。このように両巡見使は同時に全国に派遣され、地域割も巡見路も重複するところがあり、相互に牽制しあう仕組み模様となったのである。

### 三 天保巡見使の動向

天保七年（一八三六）九月、十一代將軍家斉は退隱を布告し翌八年四月二日西丸に移り、九月二日、十二代家慶の將軍宣下の大礼が行なわれた。天保巡見使はこの代替りによる恒例の發遣である。

天保八年（一八三七）七月十六日、幕府は諸国巡見御用として八組を編成し<sup>(17)</sup>、直に監察に出發するように命じた。各組は旧例の通り巡見正使を使番、副使を小姓組・書院番よりえらび編成している。第一表のように

使番安藤治右衛門定喬組は馬場大介（小姓組）と内藤源助（書院番）。使番土屋一左衛門群直組は、設楽甚十郎（小姓組）と水野藤次郎（書院番）。使番木下左兵衛利亮組は、石尾織部（小姓組）と笥新太郎（書院番）。使番諏訪頼負頼安組は、竹本彦八郎（小姓組）と石川大膳（書院番）。使番平岩七之助親仁組は、大久保勘三郎（小姓組）と近藤勘七郎（書院番）。使番曾我又左衛門語祐組は、片桐頼負（小姓組）と三枝平左衛門（書院番）。使番。黒田五右衛門直良組は、中根伝七郎（小姓組）と黒田右記（書院番）。使番山本七郎左衛門正朝組は、三宅三郎（小姓組）と市岡内記（書院番）であった。

使番を正使とする右の八組は天保九年（一八三八）二月十九日より各々担当地に出遣することになった。また幕府御料所を巡見する勘定方も、同年二月二十六日、各地の監察を命ぜられ諸国・御料所の両巡見使が同時に出發している。（『統徳川実紀』第二篇）。

諸国巡見使の発遣路は延享度の出遣によりほぼ固定し、巡見内容も概ね古例を踏襲するものであった。幕府は諸国巡見使が領主の施策状況を監察しつつも、領主権を侵す行動を禁じ、領内からの直訴受入などを厳禁して、表面上は柔軟な対応を命じ、事の是非は探索のうえ後日の処理を待った。一方、御料所巡見使は天領行政の細部まで監察し、村落の疲弊要因、宿場町の頹廢状況、在郷市場の盛衰動向など、諸村の村役人を召集して査問を行った。また、巡見使に対して衆庶の直訴を認め、訴状の受理を触れさせている。巡見使派遣に端を發した蜂起などの事件は、別に指摘したとおりである<sup>18</sup>。

さて関東九か国を巡見する使番安藤治右衛門組は、二月二十六日「<sup>①</sup>使番安藤治右衛門巡視の事命ぜられ暇下され賜物あり、<sup>②</sup>勘定方のもの、同じく御料所巡視の事命ぜられいとま下さる」（『統徳川実紀』第二篇）と。す

なわち幕府は関東領国に対して④諸国巡見と⑥御料所巡見を同時に発遣したのである。幕府の基盤である関東蔵入地に民政の弛緩があれば、放置しえぬ重大事とみたからであろう。

さて関東九か国に派遣された④諸国巡見の使番安藤治右衛門は高二千五百四拾石を知行する旗本である。巡見使として供人数は四十名程を召連れ、その内訳は用人二名、給人二名、侍七名、徒士五名、足軽中間又者が二十四名である。用人は長江三郎兵衛・亀田雄助、給人は鈴木仲右衛門・石井周助である。

小姓組馬場大介は高二千石を知行し、巡見の供人数は四十名、その内訳は安藤と同様であった。用人は仙石伊兵衛・泉田多門、給人は新井万六・加勢要之丞である。

書院番内藤源助は高八百五拾石を知行する旗本で、巡見使として供人数二十七名、そのうち用人二名、給人二名、侍六名、徒士三名、足軽中間又者など十四名を率いている。用人は相良進平・岡田太作、給人桃井儀八・鷹松弥左衛門である。

同時に派遣された⑥御料所巡見のうち、武蔵・上総・下総・安房・常陸・上野・下野の七か国を監察したのは、御勘定和田十蔵・支配勘定柳道太郎・西丸御徒目付千種半右衛門組、武蔵・下総・常陸・上野・下野五か国に派遣された御勘定中尾太右衛門（前任者本目兵左衛門、能登・越前・飛騨と交代）<sup>19</sup>、支配勘定芳賀市三郎・西丸御徒目付小野作之丞組などがあり、④と⑥は巡見行程を截然とせず、同一地域を重複監察することがしばしばみられるのである<sup>20</sup>。

さて諸国巡見使の通路は天和・正徳段階の派遣によりほぼ決定され、延享度の出遣により固定している。巡見村では検地帳・名寄帳・村絵図・村明細帳・人別帳・夫銭其外村入用割合帳・年貢割付状その他を整えておき、



査察をうけた。また査問の一部は

- 一 公儀御関所有之哉之事、但公儀手形歟御領主手形歟之事
  - 一 御朱印地寺社領并除地之事
  - 一 切支丹并類族之事
  - 一 孝人有無之事
  - 一 郡并村名之事
  - 一 金銀銅鉄錫銅山鉛山之事
  - 一 林山有無之事
  - 一 巢鷹有無之事
  - 一 百姓飢人有無之事 付 御手当之事
  - 一 人別毎年御改相成候哉之事
  - 一 新地荒地有無之事
  - 一 御願人(冥加運上)有無之事
- などにわたり詳細な監察を実施している。
- 諸国巡見使の査問は初期は質疑事項も確定的ではなく、領地の内高や新田高の内証事項に及ぶと、後日領主は厳しく指弾されたという。そのため領主は村役人を召集し、予想される査問に対する返答や、席上の作

第1表 天保9年諸国巡見使

使番	小姓組	書院番
安藤治右衛門定喬(2540石)	馬場大助	内藤源助
土屋市左衛門群直(2000石)	設楽甚十郎	水野藤次郎
木下左兵衛利亮(2000石)	石尾織部	石川大膳
諏訪鞆負頼安(1500石)	竹本彦八郎	近藤勘七郎
平岩七之助親仁(1300石)	大久保勘三郎	三枝平左衛門
曾我又左衛門譜祐(2000石)	片桐鞆負	黒田右近
黒田五右衛門直良(1232石)	中根伝七郎	市岡内記
山本七郎左衛門正朝(1500石)	三宅三郎	
大久保甚右衛門忠行(3000石)	(天保9・2・3 免職)	
松平金之丞近直(2000石)	(交代)	

「諸御役代々記」・「続徳川実紀」・「柳營補任」による

法について事前講習を実施している。また答弁事項を詳細に記載した「巡見扇」を作成した例もみられる<sup>(21)</sup>。

天保九年（一八三八）三月九日、江戸を出発し美濃国へ向った巡見使は使番土屋市左衛門・小姓組番設楽甚十郎・書院番水野藤次郎である。かれら一行をむかえ、同国大野郡三輪村ほか四か村に知行地を有する旗本岡田伊勢守善功は、村役人に懇切な答弁書を与えている。岡田善功は自己の知行支配に苛政はなく、年貢は村々の土地生産性に合致した免相で、豊凶により増減されること。公儀への納入金は揖斐川役運上銀と山年貢があり、笠松御代官所へ届けることなど文言を正確に記している。巡見使から農民の困窮など問われた場合は、旗本としての政治的配慮をもって次のように指示している<sup>(22)</sup>。

一 百姓困窮仕候かと御尋有之候ハ、近年作毛悪ク、地頭よりも折々借シ米有之候得共、地頭ニも知行之内身軀過分之堤有之、自分普請ニ御座候、毎度洪水毎ニ破損仕故、此修覆ニ年々物入多く、元より不勝手ニ候得は、百姓救之儀心儘ニ被申付かたき躰ニ御座候、尤極難ニ及ひ候ものも無御座候と可申（略）

また「美濃国郡上郡八幡町方巡見使案内之者覚」によれば郡上藩案内者の答弁事項は簡潔であり、幕府の指示と同文である。

下総国相馬郡布川村周辺諸村では御料所巡見使和田十蔵の一行、および、麻生藩領常陸国大足村方面より来村する諸国巡見使安藤治右衛門一行をむかえるに先立ち、代官の荒井市之允・佐藤重助らは巡見道筋の里程や、風俗民心の動向を前もって調査している。また代官森寛蔵支配の村々も継人馬など周到な配慮を試みている<sup>(23)</sup>。

諸国・御料所巡見の監察を該地の例により比較検討すると、前者は監察内容が固定化し、寛文の旧例以来の形式を踏襲したが、後者は代官行政の細部にわたる検討を試み、なお、宿村・在方市場・商品の流通などにも眼を

向けている。村役人に対しても現実的な査問を加えることが多かったのである。幕閣が前者の監察動向を把握し、私領に迎合的にすぎるとは職務怠慢とみて巡見使を処罰する件数も増加したのである（『続徳川実紀』第二篇）

さらに両巡見が同一地域を通行し監察する例をあげて検討してみよう<sup>24</sup>。武蔵国忍藩秩父領では諸国巡見使の通行に先立ち天保九年（一八三八）三月二十六日、御料所巡見をむかえている。これは巡見通路以外からの通過であったが、

一 中尾太右衛門様（御料所巡見使）御宿江計り御朱印台、是ハ私領御巡見様御泊り之節入用ニ付、御陣屋ニ而御拵被成置候を拝借いたし……と、諸国巡見使の御朱印台その他を転用し接待している。さらに、忍藩陣屋からは、

一 御陣屋ハ御代官稲垣新八殿（忍藩秩父領代官）、御三方様（御料所巡見使）江銘々御見舞被成候……と、藩の代官が挨拶に出向いている。

御料所巡見使中尾太右衛門一行には、幕府代官伊奈半左衛門手代武藤彦次郎と、同代官山本大膳手付岡田正助が付添い、幕府規定の諸事項を監察したのである。この人馬継立負担は巡見使三名各々分の、人足二名・馬三疋（二人具足・四人駕籠・一人両掛・一人合羽籠）、合計二十一人宛であった。

秩父郡大宮郷では続いて同年四月五日、諸国巡見使一行をむかえた。使番安藤治右衛門（二五四〇石）は継人足四十人・馬九疋、供人数四十人（用人二人・給人二人・侍七人・徒士五人・足軽中間二十四人）を引具し、小姓組馬場大助（二〇〇〇石）は継人足四十二人・馬九疋、供人数四十人（用人以下安藤と同じ）をしたがえ、書

院番内藤源助（八五〇石）は継人足三十七人・馬五疋、供人数二十七人（用人二人・給人二人・侍六人・徒士三人・足輕中間十四人）という大規模なものである。供人数に継人馬の徴発を加えると二百二十人を越える大編成であった<sup>25</sup>。

忍藩秩父領では同郡横瀬村ほか九か村より人足三百人・馬五十三疋（内駕籠二十五挺）を徴用して、同郡三沢村より巡見使一行を大宮郷にむかえ、翌日、下影森村ほか八か村より、人足三百五十人・馬五十三疋（内駕籠五十挺）を徴発して贄川村へ送っている。持高割で賦課された人足は、着衣・髪・月代まで整えるよう強制され、また巡見使の通行・宿泊中の郷村は治安維持、失火の注意などに厳しい対応を求められていた。

御巡見様（略）御通之節并大宮郷御止宿中、村々辻番所江棒二本飾置、番人式人宛昼夜差置可申候、御通行之節は番人番所之前歟脇江跪キ急度平伏可仕候、村々火之元之義別而入念、不限昼夜無油断火廻り可致候、大宮郷町並ニ而は拍子木為打申候……と。

諸国巡見使安藤・馬場・内藤など一行は秩父大宮郷に対して、前掲監察諸項目に加えて、人口動態や産物、物価の調査も実施したが、忍藩大宮郷陣屋は、領内・町内の商人・酒造その他の諸稼業から生産物・商品の詳細な「その地の相場・値段」を前もって提出させておき、巡見使の質疑に対して名主より資料要約のうえ、過不及のない答弁を行なわせたのである。

安藤らの忍藩秩父領における巡見御用を負擔した諸村について整理したのが第二く四表である（坂本達彦氏作成）。

第2表 忍藩秩父領巡見御用担当者一覧表

	村名	現市町村名	石高	巡見御用担当者
1	大宮郷	秩父市	2416,1370	割役：松本宗左衛門 <sup>A</sup> ・割役格名主：吉田伊平太・割役格名主：久保市郎平衛 名主：峯八 <sup>B</sup> ・勇太郎・準平・半次郎・源四郎・四郎右衛門 持高名主：左団次 <sup>C</sup> 名主格組頭：平吉組頭：丈助・直太郎・伝右衛門・善右衛門・六左衛門・平兵衛 組頭格：宗兵衛 <sup>C</sup> 百姓：弥兵衛 <sup>B</sup> ・曾兵衛・武兵衛 医師：佐野玄銅・久保玄行・足立春英 女本人：さと <sup>A</sup> 升屋利兵衛
2	横瀬村	秩父郡横瀬町	1392,0090	割役：加藤四郎左衛門 割役格名主：嶋田可左衛門 名主：勘右衛門・源右衛門 組頭：金治・権左衛門・治右衛門 組頭格：安左衛門・伝右衛門 百姓：平五郎・五右衛門
3	山田村	秩父市	708,7000	名主：恭次郎・関之丞 組頭：重左衛門
4	栃谷村	"	314,2830	名主：国次郎
5	定峯村	"	180,9790	
6	三沢村	秩父郡皆野町	442,2440	名主：十次郎 <sup>A</sup> 百姓：岡右衛門 <sup>B</sup> ・卯兵衛 <sup>C</sup> ・初吉 <sup>A</sup> 医王寺 <sup>B,C</sup>
7	黒谷村	秩父市	409,9940	名主：寅次郎 組頭：定六
8	大野原村	"	480,6290	名主：九兵衛
9	別所村	"	155,2130	名主：桂助 組頭：九兵衛
10	下影森村	"	313,6940	名主：貞助
11	上影森村	"	305,7640	名主：重次郎
12	浦山村	"	142,9260	名主：五兵衛
13	久那村	"	580,1700	名主：瀬兵衛 組頭：嘉四郎・仁兵衛
14	上田野村	秩父郡荒川村	559,6970	名主：又右衛門・広吉 組頭：喜右衛門
15	日野村	秩父郡荒川村	226,4270	名主：平左衛門
16	白久村	"	394,2553	名主：重右衛門 組頭：清八・五右衛門・孝左衛門
		合計	9023,1213	

※1.村名のうち太字のものは巡見使一行が通過した村である。

※2.石高は「天保郷帳」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』）によった。

※3.「御巡見御用諸事控」3月14日条の「覚」をもとにして作成。

\_\_\_\_\_は御泊所、\_\_\_\_\_は御泊所下宿、\_\_\_\_\_は御休所、\_\_\_\_\_は御休所下宿を示す。また、Aは使番・安藤治右衛門、Bは小姓組・馬場大助、Cは書院番・内藤源助の泊・休所である。

第3表 三沢・大宮郷における人馬割付

三沢村詰	馬53疋	人足300人	駕籠25挺	村名	案内・人馬肝煎	案内場所
青札	18疋	77人	6挺	横瀬村	大宮郷名主勇太郎	本陣松本宗左衛門迄
		20人	1挺	定峯村	横瀬村名主勘右衛門	
		13人	2挺	栃谷村		
白札	10疋	72人	4挺	山田村	大宮郷名主準平	本陣格宗兵衛迄
	8疋	25人	4挺	大野原村	山田村名主泰次郎 大野原村九兵衛	
赤札	6疋	43人	2挺	黒谷村	大宮郷名主半次郎 黒谷村名主寅次郎 黒谷村与頭定六	本陣峯八迄
	5疋	24人	3挺	栃谷村		
		26人	3挺	大野原村		
	3疋			定峯村		
	3疋			山田村		

大宮郷詰	馬53疋	人足350人	駕籠50挺	村名	賛川村迄案内
青札	6疋	34人		下影森村	大宮郷名主勇太郎 <sup>※1</sup>
	6疋	33人		上影森村	上田野村名主広吉
	6疋	66人		横瀬村	日野村名主平左衛門 白久村与頭清八
白札	10疋	62人		久那村	大宮郷名主準平 <sup>※1</sup>
	6疋	17人		白久村 <sup>※2</sup>	白久村名主重右衛門
	2疋	15人		浦山村	上影森村名主重次郎
		16人		別所村	白久村与頭五右衛門
赤札	4疋			別所村	大宮郷名主半次郎 <sup>※1</sup>
	4疋	24人		日野村	浦山村名主五兵衛
	9疋	58人		上田野村	上田野村与頭喜右衛門
	1疋	25人		白久村 <sup>※2</sup>	白久村与頭幸右衛門

「御巡見御用諸事控」天保九年三月十六日覚えより作成

※1 人馬肝煎兼

※2 猪鼻共

#### 第4表 関連村々石高一覧表

【表A】秩父郡

村名	元禄郷帳 <sup>(1)</sup>	天保郷帳 <sup>(2)</sup>	旧高旧領(領主)
安戸村	403,7110	406,1840	102,73433 (前橋藩領) 5,0000 (上品寺領) 5,3000 (聖岩寺領) 計 113,03433
三沢村	425,0850	442,2440	442,2440 (忍藩領)
上田野村	523,4700	559,6970	559,6970 (忍藩領)
日野村	213,3550	226,4270	226,4270 (忍藩領)
鶯川村	407,9000	408,8380	408,8380 (前橋藩領)
薄村	1118,8680	1121,7520	1116,8940 (郡代木村飛騨守支配所)
上小鹿野村	618,1580	621,4170	621,4170 (森昌之助知行所) 143,4880 (森吉右衛門池知行所) 計 764,9050
太田村	591,5450	588,8100	258,1102 (森昌之助知行所) 66,9941 (金田助左衛門知行所) 166,02254 (牧野細太郎知行所) 計 491,12684
金崎村	319,2260	214,2700	214,2700 (松村遠江守知行所) 96,78034 (根岸備前守知行所) 計 311,05034
三山村	228,9200	230,2590	203,2590 (郡代木村飛騨守支配所)

(1) (2) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊』所収。以下も同様。

【表B】比企郡

村名	元禄郷帳	天保郷帳	旧高旧領(領主)
小川村	495,4240	495,4240	485,4240 (前橋藩)
高見村	241,4250	289,6250	87,8000 (田村鉢之丞知行所) 55,0000 (奥村八十郎知行所) 2,0020 (小宮山内膳知行所) 計 144,802
能増村	271,5020	273,3690	170,8041 (伊藤安兵衛知行所) 15,2 (2の単位不明) (小宮山内膳知行所) 計 186,0041 余
伊勢根村	74,6730	74,6730	74,6730 (菅沼藤十郎) 96,6230 (佐久間福之助) 計 171,2960
高谷村	440,1480	440,1480	441,1480 (林辰郎知行所) 150,3510 (花房長左衛門) 109,4640 (本井龜物知行所) 計 700,963
角山村	232,2310	237,4510	237,4510 (久留里藩領)

【表C】埼玉郡

村名	元禄郷帳	天保郷帳	旧高旧領(領主)
行田町			98,0200 (忍藩領)

【表D】児玉郡児玉町

村名	元禄郷帳	天保郷帳	旧高旧領 (領主)
児玉村	1293,1740	1281,1750	137,0400 (松前藩鞆負知行所) 142,3500 (花房長左衛門知行所) 136,2380 (本井藍物知行所) 6,0000 (玉蔵寺領) 512,6660 (戸田太郎知行所) 計 934,294
下児玉村	500,000	500,000	500,000 (安藤引三郎)

【表E】大里郡寄居町

村名	元禄郷帳	天保郷帳	旧高旧領 (領主)
古寄居村	270,1439	270,1429	72,2840 (内藤武三郎)
新寄居村	252,1470	217,4520	113,3376 (石川左内) 113,5378 (植村音三郎)
寄居新組村	110,4720	110,4699	113,5376 (朝比奈織之丞) 376,3530 (代官木村飛騨守支配所) 計 789,0500

【表F】男衾郡

村名	元禄郷帳	天保郷帳	旧高旧領 (領主)
今市村	303,5754	324,2136	160,1095 (阿部主税知行所) 120,19007 (駒井長五郎知行所) 15,1595 (泉立寺領) 計 295,45907



安藤治右衛門一行は大宮郷・贄川村より四月六日同郡小鹿野村を四月六日視察し、その後、比企郡・児玉郡を経て上野を巡見する。視察動向は前掲拙稿<sup>(26)</sup>により詳細に把握しうるのであるが、小稿では巡見使をむかえる領主支配村の対応について、若干、紹介しておこう。

安藤治右衛門らは上野の巡見を終了し、下野・常陸へと向う。四月二十九日下野国安蘇郡足尾村泊、同晦日都賀郡古峯原休、同日同郡草久村泊、閏四月朔日同郡板荷村休、同郡長畑村泊、同月三日朝出立し、河内郡古か志村休、同日同郡宇都宮泊、同月四日同郡徳次郎宿泊、同月五日同郡大桑村休、同日塩谷郡船生村泊、同月六日同郡玉生村休、同日同郡桑岡村・川崎反町泊、同月七日那須郡上石神村休、同日同郡関谷村泊、同月八日太田原、九日鍋掛、十日芦野休、同日黒羽根泊、十一日佐良渡村休、同日烏山泊、十二日茂木泊、十三日常陸国笠間、十四日町谷、その後、真壁・下館(略)などを巡見し、閏四月十八日に関宿を経て、同二十八日江戸崎村へおよび行程であった。

天保九年(一八三八)閏四月十三日、同十四日にかけて笠間・真壁などを巡見する安藤一行をむかえた該地の対応を記した「真壁領御巡見取計一件」<sup>(27)</sup>によれば、延享度等の先例を検討し、さらに安藤一行の烏山などににおける巡見状況を具さに調査して対応する、笠間側の有様が鮮明に把握できる。さらに真壁の巡見と一行の出立まで、越度・手ばかりなどへの気配りが詳細に判明するのである。

一行の宿泊応対のために用意する諸道具の数々、規定にもとづく料理の用意、そして一行をむかえる応接儀礼、住民の節度ある行動などまで、その一日が完璧な巡見の世界であることを「村側」は演出したのである。

しかし幕府は天保度の巡見使発遣について、厳正な態度を求めたので、一行も「馳走ケ間敷儀」を謝絶したよ

うである。迎える城下や宿町の役人も、今回の監察が厳正で「此度御触書之外、馳走ケ間敷事御無用可被成候」と互に情報を交換している。情報の収集も多様で「奥州御下り御巡見様御三方、十六日泊、宇都宮御出立行列初より一行之もの黒田様と申御巡見様御同勢六拾人程、御駕籠老挺、外駕籠五挺、是ハ御用人様、町はつれ戸田様御使番之御方御挨拶被成御出候と、御本役様、直様駕籠より御出被成、夫ハ本陣迄御歩行にて御着被成候由、御同勢不残歩行、御鍵持六尺惣手人外御二方様同断、御三方様にて御同勢百七拾人程」と聞書を認めている。

これなどは奥州筋を担当した使番黒田五右衛門直良・小姓組中根伝七郎・書院番黒田右近が宇都宮宿泊のおり、同藩戸田氏の家臣が挨拶に赴き、巡見使は徒歩で本陣へ向った様子を伝えたものである。ともあれ「真壁領御巡見取計一件」は諸国巡見をむかえる側の準備・応待の細部が知られて興味深い。

以上は天保期における諸国及び御料巡見使の動向を概観したものである。御料巡見使が旧例の巡見行程以外から、在方市場・在方宿場・農民的小商品生産地域などを精力的に監察したのは、変貌を遂げつつあった地方状況を把握しようとする政治的関心が存在したからであろう。この趨勢は諸国巡見使の監察が、ややもすれば旧例の行程に依存したものとなっていた発遣に、警鐘を打つことになった模様である。諸国巡見も休憩・宿泊地における周辺諸村の監察を細緻にわたって実施しており、領主・地頭・代官も表面を糊塗する対応ではなく、当該諸村に地方の特質を反映させた「政要」の施策を発したのである。したがって巡見の意義は決して軽んじられないのであった。

註

- (1) 江戸幕府監察体制の研究について、国目付関係は善積美恵子「江戸幕府の監察制度」(『日本歴史』二四四号)、巡見使については大平祐一「江戸幕府巡見使考」(世良教授還暦記念論文集『法と権力の史的考察』)などがある。なお註の最後に、拙著刊行後に発表された巡見使・国目付に関する論考を紹介した。
- (2) 拙著『幕藩制社会形成過程の研究』および『幕末社会の基礎構造』に分載した巡見使の研究参照。
- (3) 佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』、善徳美恵子「前掲論文」。
- (4) 『徳川禁令考』前集第三卷三二八頁。
- (5) 『御触書寛保集成』六七四頁、『徳川禁令考』前掲三二七頁。なお両書の条文には若干の相違がみられる。
- (6) 『徳川禁令考』前掲三二八頁。
- (7) 『新訂増補国史大系、徳川実紀』第四篇五九九頁、閏二月十八日の条に「国巡の御使命ぜられし輩に、国々を分ち命ぜられ条約を授らる、但関八州へは甲辰(寛文四)に御使立られしかば、今度はつかはされずとなり」とみえる。
- (8) 『徳川禁令考』前掲三三二頁、『御触書寛保集成』六七五―六七七頁、『新訂増補国史大系、徳川実紀』第五篇七三頁・一〇一頁。
- (9) 拙著『幕藩制社会形成過程の研究』
- (10) 『竹橋余筆』別集卷九(内閣文庫)による。延宝四・五年(一六七六・一六七七)の蔵入地巡見、延宝検地の巡見史料等の中に、武上蔵入地巡見条目があり、発給者は勘定奉行岡部左近勝重(在職延宝三〜延宝

六)、甲斐庄喜右衛門正親(寛文十二〜延宝八)、徳山五兵衛重政(寛文十〜延宝九)、杉浦左衛門(内蔵允)正昭(寛文八〜延宝八)である。したがって『徳川禁令考』前集第三卷、三三四―三三六頁所収の「巡見之者江御勘定奉行申渡候書付」という正徳二年令は、延宝四年辰を正徳二年辰と禁令考の編者が誤認したものであった。同書所収の正徳二年の三条令が、内容矛盾を含むため、旧拙稿では納得性を欠く叙述であったが、該史料を延宝四年の勘定奉行発給文書であると訂正することにより、幕府の蔵入地巡見制(御料所巡見)の確立が展望しうるのである。

(11) 『岐阜県史』史料編近世参照。

(12) 註(9)と同じ。

(13) 町田市河井家文書「幕府代官柚木領支配方二付勘定奉行示達写」。

(14) 註(10)と同じ。

(15) 清瀬市村野家文書によれば、正徳二年十月、武蔵国多摩郡日野村において、同郡下清戸村の農民は同村名主の非法を訴え、奉行所の裁決により名主退役となった例などをあげることができる。

(16) 『新訂増補国史大系、徳川実紀』第九篇三四九頁、三六四頁、三七五頁。『御触書宝曆集成』三四九頁、三五〇頁。

(17) 『柳宮補任』による。

(18) 拙稿「江戸幕府天保巡見使について」(一)・(二)・(三)ともに『帝京史学』第十三・十四・十七号参照。収載史料は「天保八年酉十月、此度御巡見二付御用書物控、上野国緑野郡鬼石村」。「天保九戊戌年、御巡

見入用書物控、下総国相馬郡布川村。「天保九戊戌年正月、御巡見御用諸書控、割役松本宗左衛門（忍藩領武蔵国秩父大宮郷）」。

(19) 註 (18) 『帝京史学』（第十三号）収載史料による。

(20) 註 (18) 収載史料のほか、例えば越後柏崎は桑名藩松平氏が陣屋を置き、所領五万石と幕府公領五万石を兼治していたが、同所は諸国巡見使の木下利亮・石尾織部・寛新太郎が監察し、三島郡から西蒲原郡、佐渡巡察に向い同所で不正発覚（『続徳川実紀』）。同様に御料所巡見使の広木茂太郎・三宅弥作・石川九十郎が柏崎より春日の安藤領、出雲崎より佐渡を監察している。なお佐渡天保一揆と巡見使関係は、森安彦『幕藩制国家の基礎構造』参照。

(21) 『岐阜県史』史料編近世四、図版（一）。

(22) 註 (21) と同じ、二五頁参照。

(23) 註 (18) (一)、参照。

(24) 註 (18) (三)、参照。

(25) 巡見使の編成規模は大きく、徳川林政史研究所蔵多良文書「御巡見様御泊り嶋山村人馬継立帳」「御巡見御通行之節御道筋江差出候人数割方、多良御領分村々江御触出候下書」によれば、諸国巡見使土屋市右衛門一行に人足四〇六人、馬三三疋を出している。

(26) 註 (18) (三)、参照。

(27) 拙稿に付載した「真壁領御巡見取計一件」は帝京大学菅野則子教授研究室所蔵文書である。公刊を許され

た同教授、および該史料を、お茶水女子大学桜蔭会分館において、輪読の機会を与えられた水燿会の各位に深甚の謝意を表するものである。

【巡見使・国目付に関する論考】

磯永和貴 「長澤家文書の九州図と寛永巡見使」(『熊本地理』八・九号)

金子憲之 「長門国目付派遣の政治的要因」(『政治経済史学』一二七号)

金子憲之 「慶長期の大名統制―監察上使派遣をめぐる―」(『史正』五・六合併号)

金子憲之 「寛永期の幕領支配―国廻目付の設置をめぐる―」(『史正』九号)

小宮木代良 「幕藩体制と巡見使」(『九州史学』七七・七八号)

高野信治 「給人知行地における巡見使接迎をめぐる一考察―佐賀藩を中心に―」(藤野保先生還暦記念会編『近

世日本の社会と流通』雄山閣出版)

長谷川成一 「長門国目付について(一)・(二)」(『山口県地方史研究』三六・三七号)

半田隆夫 「幕府巡見使体制と西国経営」(藤野保先生還暦記念会編『近世日本の政治と外交』雄山閣出版)

誉田宏 「奥羽松前巡見使と一揆・訴願について―宝暦十一年奥羽松前巡見使と助郷免除訴願―」(『福島県歴史資

料館研究紀要』十四号)

山本英貴 「慶安・承応期における国目付の研究―萩藩・津和野藩の「走り者」返還交渉をめぐる―」(『山口県

地方史研究』八七号)

山本英貴 「慶安・承応期における長門国目付について―石川弥左衛門の動向を中心に―」(『山口県地方史研究』  
八九号)

山本英貴 「元禄期長門国目付の研究」(『國史学』一七八号)